

防府市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱

平成10年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校職員の自家用車の公用使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校職員とは、防府市立学校職員服務規程（昭和56年防府市教育委員会訓令3号）第2条第1項に規定する職員をいう。
- (2) 自家用車とは、市が所有権その他使用する権利を有しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。）で、学校職員が通常使用しているものをいう。

(自家用車の公用使用の承認)

第3条 学校職員の自家用車の公用使用は、公用車（市が所有権その他、これを使用する権利を有する自動車をいう。以下同じ。）を使用できない場合において、学校職員からの申出により旅行命令権者が承認した場合に限り認めるものとする。

- 2 自家用車を公用に使用しようとする学校職員は、事前に自家用車公用使用承認申出書(第1号様式)により旅行命令権者の承認を得なければならない。
- 3 学校職員が、前項の規定により承認を受けた自家用車を使用して旅行する場合は、旅行命令（依頼）簿により旅行命令権者の承認を受けなければならない。ただし、当該自家用車に同乗して旅行する場合で、当該旅行の実費を負担することが見込まれないときは、口頭による承認で差し支えない。
- 4 自家用車を公用に使用しようとする学校職員は、事前に別表に掲げる任意保険に加入しておかなければならない。

(自家用車の公用使用承認制限)

第4条 旅行命令権者は、次の各号に掲げる場合には、自家用車の公用使用を承認してはならない。

(1) 旅行が県外に及ぶ場合

(2) 自家用車が二輪車の場合にあつては、50キロメートルを超える旅行の場合

(3) 自家用車の整備の状態が不良と認められる場合

(4) 当該学校職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合

(5) 当該学校職員が当該自家用車の運転に必要な技能・経験を有しないと認められる場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、旅行命令権者が不相当と判断した場合

(事故発生の場合の損害賠償責任等)

第5条 自家用車の公用使用の承認を得た学校職員が、当該公用使用中事故により第三者に対して損害を与えた場合は、市が賠償責任を負うものとする。

この場合、市は当該自家用車について加入している自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による責任保険(責任共済を含む。以下「自賠責保険」という。)及び任意保険の請求権を代位取得し、行使するものとする。

2 前項の場合において、学校職員に故意又は重大な過失があつたときは、市が当該事故において支払われる保険金の限度を超える額について当該学校職員に対し求償するものとする。

3 自家用車の公用使用の承認を得た学校職員が、当該公用使用中事故により当該自家用車を滅失又は毀損し、学校職員の負担となる額があつた場合においては、市はその額を負担しないものとする。

4 自家用車の公用使用の承認を得た当該自家用車に係る日常の維持管理費、自賠責保険及び任意保険の保険料等の諸費用については、市はその額を負担しないものとする。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

自家用車の種類	保険の種類又は加入等の条件	
四 輪 車	対人賠償	無制限
	対物賠償	5,000,000円以上
二 輪 車	任意保険に加入していること	

第1号様式（要綱第3条－第2項関係）

自家用車公用使用承認申出書

（ 年 月 日提出）

旅行命令権者 防府市立 学校長様	学 校 名 防府市立 学校			
	職 名		氏 名	

公用に自家用車を使用したいので、防府市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

免 許	種 類	免 許	交付年月日 有効期限	年 月 日 年 月 日
使用車両	車 種		車 名	
	車両番号		乗車定員	
	車検期間		所有者又は使用者	
任意保険	証 明 書 番 号		保 険 期 間	会 社 名
任意保険金額 (四輪の部)	対人賠償	無 制 限		
	対物賠償	500万円以上		
	搭乗者賠償	有 ・ 無		
任意保険加入 (二輪の部)	有 ・ 無			

旅行命令権者記入欄

上 記 の と お り 承 認 す る
年 月 日
職名 校長 氏名 印